

2024 年全日本ラリー選手権統一規則

第1章 大会告知

第1条 競技会特別事項

本選手権競技会のオーガナイザーは当該競技会の特別規則に本統一規則第1章の各項目を明記すること。

また、特別規則の内容は本統一規則の内容に相反したり、また重複しないこと。

○競技会の定義および組織

2024年JAF全日本ラリー選手権第〇戦「〔競技会の名称〕」は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその細則、2024年日本ラリー選手権規定、2024年全日本ラリー選手権統一規則、ラリー競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

○プログラム（略）

1. 参加申込の開始日時：
2. 参加申込の締切日時：
3. レッキの受付日時および場所：
4. 参加確認の日時および場所：
5. 公式車検の日時および場所：
6. 第一回審査委員会の日時および場所：
7. ブリーフィングの日時および場所： [開催する場合は記載すること]
8. スタートの日時および場所：
9. 各レグのスタートリスト発表日時および場所：
10. リスタートの出走申請締め切り日時および場所：
11. 暫定結果の発表日時および場所：（予定）
12. 表彰式の開催日時および場所：（予定）

[※タイムスケジュールの詳細を記載する場合は、上記または別途記載すること]

例) 〇月〇日 (〇) [※別途定める場合]

〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 項目

○競技会の名称

2024年JAF全日本ラリー選手権第〇戦 ○〇ラリー2024

○競技の格式

JAF公認：国内競技 JAF公認番号2024年〇〇〇〇号

○競技種目

ラリー競技開催規定の細則「スペシャルステージラリー開催規定」に従ったスペシャルステージラリー

○開催日程および開催場所

2024年〇月〇日 (〇) ～〇月〇日 (〇) の〇日間

〇〇県〇〇郡〇〇町周辺

ラリースタート：

ラリーフィニッシュ：

○競技会本部（HQ）

[※レイアウト図は、細則にて記載すること]

○コース概要

スペシャルステージ：[舗装（アスファルト、ターマック等）／未舗装（グラベル等）／積雪（氷結路面を含む）]

総走行距離：○○○k m（予定）

スペシャルステージの合計距離：○○○k m（予定）

※スペシャルステージの数：

※セクションの数：

※レグの数：

[※競技会までに変更が生じた場合は、公式通知にて訂正すること]

○オーガナイザー

オーガナイザーの名称：

所在地：〒

代表者名：

[共催の場合3クラブまでの名称を記載すること]

○組織

1) 大会役員 [必要に応じて記載]

・大会会長： 大会副会長：

2) 組織委員会

・組織委員長： 組織委員：

組織委員： 組織委員：

3) 競技会主要役員

(1) 競技会審査委員会

- ・競技会審査委員長： (J A F 派遣)
- ・競技会審査委員： (J A F 派遣)
- ・競技会審査委員： (組織委員会任命)
- ・技術アドバイザー： (J A F 派遣)

[※J A Fは技術アドバイザーを認定する。技術アドバイザーは常時競技長、技術委員長と協議しながら役務を遂行する。

技術アドバイザーの義務(役務)は、適用車両規則や車両検査に関する項目について、シリーズを通した独自の判断に基づく提言を競技長および技術委員長に行ない、大会における適用車両規則や車両検査基準の平準化を図るものとする。ただし、技術アドバイザーは適用車両規則や車両検査基準に関する最終的な判断を下す権限を競技長および技術委員長に委譲する。]

(2) 競技役員

- ・競技長：
- ・副競技長：
- ・コース委員長：
- ・計時委員長：
- ・技術委員長：
- ・救急委員長：
- ・医師団長：
- ・事務局長：

(3) コンペティターズリレーションズオフィサー (CRO)：

4) オブザーバー： (J A F 派遣)

○参加申込受付期間

- ・受付開始： [※プログラムと同様]
- ・受付締切： [※プログラムと同様]

○参加申込および問い合わせ先（大会事務局）

- ・事務局： [※当該年日本ラリー選手権規定第11条に従うこと]
- ・所在地：〒
担当者名：
TEL： FAX：
e-mail： [※公開できる場合には記載すること]
- ・提出書類：
[※参加申込書、車両申告書、サービス員登録書等の必要な書類を記載すること]
所定の用紙に必要事項を記入し、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記までに申し込むこと。
 - ・参加料：
 - ・レッキの参加料：
 - ・サービスカー登録料：
 - ・サービス員登録料：
 - ・その他（任意保険代、宿泊料等）：[※エントリー拒否に伴い事務手数料を差し引く場合、参加車両やコ・ドライバーの変更、再車両検査等により事務手数料を徴収する場合は、該当する項目および料金を記入すること]
- ・支払い方法：
[※振込みの場合は、銀行名、支店名、口座番号、口座名義を記載]

○保険

2024年日本ラリー選手権規定第17条に基づき、対人賠償保険（無制限/〇〇〇万円以上）および搭乗者保険（または共済等）（無制限/〇〇〇万円以上）に加入していること。

[※上記金額を決定し明記すること]

○音量規制

[※オーガナイザーがマフラーの音量を制限する場合、「マフラーは当該車両の純正品とする。」等を追記すること]

○参加台数

総参加台数：_____台 [90台を上限とする]

○レッキの実施方法

[※1. 具体的な実施方法が記載できない場合は、「レッキのタイムスケジュール、実施の詳細はコミュニケーションにて示す。」を必ず記載すること]

[※2. レッキに使用する車両、タイヤを制限する場合はその旨記載すること]

○タイヤおよびホイール

装着するタイヤ・ホイールは、車両のクラス区分に従って定められる下記の最大直径および最大幅とする。

1) ホイール

クラス1（JN-1）：FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第260、261条801項に従うこと

クラス 2 (JN-2) : 最大直径 18 インチ 最大幅 8.5 インチ
クラス 3 (JN-3) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7.5 インチ
クラス 4 (JN-4) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7.5 インチ
クラス 5 (JN-5) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7 インチ
クラス 6 (JN-6) : 最大直径 18 インチ 最大幅 7 インチ
※ 2025 年にクラス 2 (JN-2) の見直しを実施する。

2) タイヤ

本競技会で使用できるタイヤの本数は、〇〇本までとする。

[※ 1. 舗装 (アスファルト、ターマック等) スペシャルステージとして認定された競技会の場合、以下の条文を追記すること]

クラス 1 (JN-1) : 最大幅リム/タイヤの組み立て品の幅は 9 インチとし、直径 650 mm 以下とする。

クラス 2 (JN-2) : 最大幅 245 ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス 3 (JN-3) : 最大幅 225 ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス 4 (JN-4) : 最大幅 225 ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス 5 (JN-5) : 最大幅 215 ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

クラス 6 (JN-6) : 最大幅 215 ミリ (タイヤに刻印されたサイズ)

※ 2025 年にクラス 2 (JN-2) の見直しを実施する。

・クラス 1 (JN-1) に限り FIA 公認タイヤ、またはこれと同等な公道走行が認められている一般市販タイヤとする。FIA 公認ターマックタイヤに対するタイヤカットは自由とする。使用済みのタイヤへのカットは不可とする。

・下記事項を満たしたタイヤを使用すること。

ただし、下記 (1) による縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。

(1) タイヤ接地面にタイヤを 1 周する連続した複数の縦溝を有していること。

(2) 当該縦溝はトレッドウェアインジケータ (スリップサイン) が出るまで維持されていること。

[※ 2. 競技会で使用できる最大本数の算出方法]

・舗装 (アスファルト、ターマック等) スペシャルステージにおける最大本数は、その距離に関わらず一律 10 本とする。

・未舗装 (グラベル等) スペシャルステージの距離が 50 km ~ 100 km 未満の場合、12 本とし、以降 25 km 未満毎に 2 本追加 (例: 100 km ~ 125 km 未満、125 km ~ 150 km 未満)。

・積雪 (氷結路面を含む) スペシャルステージの距離が 50 km ~ 100 km 未満の場合、8 本とし、以降 25 km 未満毎に 2 本追加 (例: 100 km ~ 125 km 未満、125 km ~ 150 km 未満)。

[※ 3. 以下の条文を記載すること。]

・本競技会では、使用する全てのタイヤのサイドウォールに競技車両番号をマーキングする。併せてスペアタイヤについては、トレッド面にもマーキングを施すものとする。なお、当該競技会中における未使用のタイヤについては、技術委員長の許可を得ることにより、新たにマーキングされた他のタイヤへ交換が許される。

○セレモニアルスタート/フィニッシュ

[※ 1. セレモニアルスタート/フィニッシュを設定する場合はその旨記載すること]

[※ 2. 詳細が記載できない場合は、「詳細はコミュニケーションにて示す。」と表記すること]

○タイムコントロール

公式時刻は、日本標準時を基準とした競技会計時委員の時計による。

[※各デイの最後のコントロール（その直前にサービスパークがある場合はその出口のコントロール）について、タイムペナルティを与えない場合は、その旨記載すること]

○スペシャルステージ

1) 計測は、印字機能を持つクロノメーターにて1 / 10秒まで計測する。

2) スタートは、スタートリスト順または直前のTC通過順に1分間隔とする。

[※1. 1分以上設ける場合はその旨記載すること]

[※2. 観客対応等の観点から、競技の一部区間について特別な出走順とすることが必要と判断した場合はその旨記載すること]

3) スタートの方法および合図は、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定25条6. に従って行う。

[※スタート灯火信号を使用する場合は、故障時の対応も含め詳細を細則5. にて記載すること]

4) 上記1) から3) に該当しないスペシャルステージを設ける場合、予めJAFの承認を得たうえで、細則7. に記載すること。

○整備作業

1) 整備作業の監督を担当する競技役員名：

2) 整備作業を行うことができる場所：

3) サービスカーの管理方法：

4) ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第3章第16条サービス（整備作業）に該当しないサービスを設ける場合、予めJAFの承認を得たうえで、細則8. に記載すること。

○賞典

JN-1クラス 1位～3位 JAF楯

JN-2クラス 1位～3位 JAF楯

JN-3クラス 1位～3位 JAF楯

JN-4クラス 1位～3位 JAF楯

JN-5クラス 1位～3位 JAF楯

JN-6クラス 1位～3位 JAF楯

[※1. 副賞がある場合はその旨記載すること]

[※2. 副賞を制限する場合、「JAFの賞典を除き、参加台数の・・・を下回らない範囲で賞典を制限する」等を記載すること。この場合、正式な数を記載した公式通知を発行し、参加受理書に同封すること]

○その他

1. 全日本ラリー選手権対象外の車両を参加させる場合には、下記事項の何れかに従うこと。

1) 当該特別規則に追加する場合には、以下の項目を必ず記載すること。

①参加料等：

②参加車両：

③音量規制： [規制する場合のみ記載すること]

④クラス区分：

⑤参加資格：

⑥賞典：

2) 当該特別規則に追加しない場合、または異なるアイテナリーに基づき走行するクラス

を併催する場合には、別途特別規則を作成すること。

2. その他 [必要に応じ記載すること]

○細則

オーガナイザーは、必要に応じ以下の細則を発表しなければならない。

細則 1. アイテナリー

[※ 1. 本細則のアイテナリーはあくまでも予定である旨記載すること。 例) Ver.1 …、Vol.1 …等]

[※ 2. 最終のアイテナリーの発表は、参加確認受付時に配布するか、公式通知にて告知すること]

細則 2. レッキのスケジュール

細則 3. コンペティターズリレーションズオフィサー (CRO)

[※ 顔写真、行動予定表等を記載すること]

細則 4. HQレイアウト、サービスパークのレイアウト等

[※ 未定にて記載できない場合、確定後公式通知にて告知すること]

細則 5. 信号灯によるスタート手順

[※ 未定にて記載できない場合、確定後公式通知にて告知すること]

細則 6. ゼッケンおよび広告

[※ 未定にて記載できない場合、確定後公式通知にて告知すること]

細則 7. スペシャルステージ (○スペシャルステージの 4) を設ける場合)

[※ 未定にて記載できない場合、確定後公式通知にて告知すること]

細則 8. サービス (○整備作業の 4) を設ける場合)

[※ 未定にて記載できない場合、確定後公式通知にて告知すること]

[競技会名称]
大会組織委員会

第 2 章 競技参加に関する基準規則

第 2 条 参加車両

- 1) 当該年の日本ラリー選手権規定第 7 条に従う。
- 2) 6 点式以上の F I A 公認安全ベルト (FIA 基準 8853-2016 に合致した物) を装備していること。
- 3) R P N 車両のロールケージは、6 点式+左右ドアバーを基本構造とし、第 1 章一般規定第 5 条に従い換算した後の気筒容積が 2,000 cc を超える車両については少なくとも 1 本の斜行ストラットを取りつけたロールケージを装着すること。
- 4) 参加車両の最低重量は、夫々に定められた車両重量値とクルー (ドライバー+コドライバー+全装備品) を合わせた最低重量は車両重量+160kg でなければならない。
- 5) すべての参加車両は FIA 国際モータースポーツ競技規則付則 J 項第 2 5 3 条 11.1.1 に従い、側面及び後部のウィンドウに飛散防止フィルムを貼り付けること。

第 3 条 クラス区分

当該年の日本ラリー選手権規定第 8 条に従う。

第 4 条 参加資格

当該年の日本ラリー選手権規定第 9 条に基づき以下に従うこと。

- 1) 参加申し込み締め切り時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許を取得後、1 年以上経過していること。ただし、ドライバーもしくはコ・ドライバーのうち、いずれかが過去に地方ラリー選手権競技会において、2 回以上の順位認定を受けた実績がある場合は、この限りではない。
- 2) 参加者は、有効な競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、J A F 発給

の競技運転者許可証を有する者は参加者を兼ねることができる。

- 3) 競技運転者は、有効な自動車運転免許証と有効な競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 4) 1 台の参加車両に搭乗するクルーは、ドライバーおよびコ・ドライバーの 2 名とする。

第 5 条 参加申込方法および参加受理

- 1) 所定の参加提出書類に署名捺印の上、参加料等を添えて、大会事務局まで送付すること。
- 2) 参加車両名は必ず車両名（型式ではなく通称名：ウィツ、マチ等）を入れること。
- 3) 組織委員会は国内競技規則 4-19 に従い、参加申込者に対し理由を示すことなく参加を拒否した場合は、速やかにその理由を付して JAF に報告しなければならない。この場合の参加料等は返金される。
なお、正式受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 4) 参加受理の諾否は参加受理書にて通知する。
- 5) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加確認受付終了までにオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

第 6 条 参加者に対する指示および公示

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則 4-9 および 10-10 に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2) 当該競技会に関する公示、JAF が行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第 7 条 参加確認

定められた時間内に、参加者、ドライバーおよびコ・ドライバーは、夫々本人が下記の書類を参加確認受付時に提出すること。代理は認められない。

- 1) ドライバーおよびコ・ドライバーの自動車運転免許証
- 2) ドライバーおよびコ・ドライバーの競技運転者許可証
- 3) 競技参加者許可証

第 8 条 クルーおよび参加車両の変更

- 1) 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。ただし、コ・ドライバーおよび参加車両については、参加者から参加確認受付終了までに理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 2) 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。

第 9 条 安全装備

- 1) クルーが着用するもの：

当該年国内競技車両規則第 4 編細則ラリー競技に参加するクルーの装備品に関する細則に従ったヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。また、グローブも着用すること（コ・ドライバーは任意）。

なお、FIA 公認の FHR システムについて、全日本選手権ではその着用を必須とする。FHR システムの着用に伴うシートベルトの取り付けに関しては、FIA ガイドライン（『Guide and installation specification for HANS® devices in racing competition』または『Guide and installation specification for Hybrid & Hybrid Pro devices in racing competition』）を推奨する。

JN-1 クラスに参加するクルーについては FIA 国際モータースポーツ競技規則付則

L項第3章ドライバーの装備品に従う事。それ以外のクラスに参加するクルーについても強く推奨とする。

2) 参加車両に搭載するもの：

- (1) 非常用停止表示板（三角）2枚
- (2) 片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれたA3判のカード2枚
- (3) 非常用信号用具（発煙筒・赤色灯）
- (4) 牽引用ロープ
- (5) 救急薬品
- (6) 各車両規定に定められている仕様の消火器

第10条 書類検査および車両検査

1. 書類検査：

参加者は、書類検査時に以下の書類を提示すること。

- 1) 自動車検査証（自動車検査証記録事項および付帯書類等）
- 2) 自動車損害賠償責任保険証
- 3) ラリー競技に有効な対人賠償保険および搭乗者保険証（人身傷害、共済等）の加入が確認できる書類等。
- 4) その他、必要な場合は、「臨時運行許可証（臨時運行許可申請書）」、「自動車カルネおよび登録証書」等。

2. 車両検査：

1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。

また、公式車両検査に参加車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。

2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。

公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技に出走できない。

3) すべての参加者は公式車両検査と同時にラリー競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査をうけること。

4) JAFが指定した競技番号（ゼッケン）および広告は公式車両検査前までに参加車両の両側面と前面の3箇所に貼付されていなければならない。前面の競技車両番号はオーガナイザーが別途指定するものに代えることが認められる。

なお、競技中に外部から視認できるよう維持されていること。

5) 競技会技術委員長は、参加車両の改造等が不相当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。

6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびクルーの参加資格について検査することができる。

7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は、競技終了後上位入賞車両に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。

8) 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。

万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。

10) 参加者は、本規則第3章第14条に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て参加車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。

- 11) 参加者は、競技走行中に車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

第3章 競技に関する基準規則

第11条 ブリーフィング

当該年の日本ラリー選手権規定第16条に従う。

第12条 スペシャルステージ

天候の急変による路面状況の変化ならびに車両がコースを逸脱した場合に重大な危険を招くことがないようにクルーの安全性を考慮した適切な場所に設定すること。競技会審査委員会が危険と判断した場合、当該スペシャルステージの走行を中止する場合がある。

なお、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第25条14. に該当する事象が発生した場合、競技長の指示により赤旗を提示する。

スペシャルステージ内の状況把握および安全管理のためトラッキングの実施を義務付ける。

※トラッキングの定義および推奨基準については、ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第1条を参照。

第13条 燃料補給および充電

オーガナイザーが指定した場所以外での燃料補給、充電は認められない。

なお、本統一規則第2条によりFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項に準拠することが定められた車両についても、当該年の国内競技車両規則第2編ラリー車両規定第1章「一般規定」第8条「燃料」の項が適用される。

※JN-1車両へ給油は下記の通りとする。

- ・給油用漏瑚（ジョウゴ）は車載せず、サービス員が給油所まで持参すること。（サービス員とは、競技会に登録している者を指す。）
- ・給油の際は安全上の理由により、サービス員最大2名まで補助することができる。
- ・尚、サービス員は給油以外のアシストは禁止される。

第14条 整備作業の範囲

整備作業の範囲は、以下の通りとする。

- 1) タイヤの交換
- 2) ランプ類のバルブ交換
- 3) 点火プラグの交換
- 4) Vベルトの交換
- 5) 各部点検増締め
- 6) 上記以外の整備作業を行う場合、競技会技術委員長の許可を得て、所定の申告書を必ず提出すること。

第15条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、また以降競技に出場しない場合、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第16条 リスタート

各レグにおいて競技から離脱した参加者は以下を条件に次レグへの出走が許される。

- 1) オーガナイザーが指定する時刻までに再出走の申請を行うこと。
- 2) オーガナイザーが指定する時刻までに再車両検査に合格すること。
- 3) 当該競技会審査委員会の承認を得ること。

第17条 競技結果

競技結果は、スペシャルステージで記録された所要時間とロードセクション、その他で課されたペナルティタイムを合計して決定する。

なお、オーガナイザーは各スペシャルステージ終了後に速報タイムを発表しなければならない。

また、オーガナイザーはレグ毎の競技成績を発表しなければならない。

第4章 抗議

第18条 抗議

- 1) 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。
 - (1) 抗議を行う場合は、必ず文書にて理由を明記し、53,300円を添えて競技長に提出すること。
 - (2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
 - (3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は、抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
 - (4) 審判員の判定、計時装置、安全上の判断に伴うタイヤの追加に関する競技長宣言に対して抗議することはできない。
 - (5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。
- 2) 抗議の制限時間
 - (1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
 - (2) 競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗議は、最終号車がパルクフェルメに入場後30分以内に提出しなければならない。
 - (3) 競技の順位に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

第5章 競技会の成立、延期、中止、または短縮

第19条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の延期、中止または短縮を行う場合がある。
- 2) 競技会の延期のため参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではない。

第6章 賞典

第20条 賞典

- 1) JAF賞：全クラスの1位～3位に対してJAF楯が授与される。ただし、当該年の日本ラリー選手権規定第4条1. および2. に従い当該クラスが成立していること。
- 2) オーガナイザー賞：オーガナイザーが独自に設定する副賞を指し、当該競技会の特別規則に内容を記載すること。
- 3) 表彰対象者が表彰式に欠席した場合には、表彰を放棄したものとして、オーガナイザーの用意した副賞は授与されない。

第21条 賞の授与（暫定表彰）および年間表彰

- 1) 全日本選手権各大会における賞の授与（暫定表彰）は、以下のとおり実施されなければならない。
 - (1) 優勝者への賞典授与は、JAF会長あるいは大会会長（または名誉会長）が行うものとする。いずれも参加不可能な場合は、オーガナイザー代表が行うこと。
 - (2) 2位および3位の賞典授与は、上記（1）で授与者となっている場合を除きオーガナ

イザー代表が行うものとする。

(3) 諸事情により、上記(1)および/または(2)が不可能な場合は、組織委員長が適切な代行者を選出すること。なおこの場合、競技会審査委員は除かれる。

2) 選手権保持者および上位6位までの入賞者は、当該年のJAFモータースポーツ表彰式に出席すること。

第7章 本統一規則の解釈および施行

第22条 本統一規則の解釈

競技会中に本統一規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

第23条 罰則

- 1) ラリー競技開催規定細則：スペシャルステージラリー開催規定第28条に従う。
- 2) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 3) 本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第24条 本統一規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 本統一規則は、本競技会に適用されるもので参加受付と同時に有効となる。
- 2) 本統一規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその細則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 3) 本統一規則発行後、JAFにおいて決定され公示された事項は、すべての規則に優先する。

以上